

病院からのお知らせ

【長期収載品の選定療養費について】

令和6年6月の診療報酬改定で、令和6年10月以降「長期収載品」といわれる後発医薬品のある先発品のうち、要件にあった長期収載品は、後発医薬品との差額の一部を選定療養費として、患者さんが自己負担することが決定されました。

- ①「長期収載品の選定療養費」の対象薬剤は、後発医薬品が上市されてから5年経過した長期収載品、又は後発医薬品への置換率が50%を超える長期収載品となります。
厚生労働省のホームページに対象薬剤名・価格等が掲載されております。
- ②選定療養費は保険給付の対象ではない為、消費税がかかります。
- ③対象は外来患者さんのみで、内服薬・外用薬・注射剤等が対象になります。
- ④選定療養費の計算方法は、長期収載品の価格と後発医薬品の最高価格帯との差額の4分の1を薬剤料に変換した上で算定します。
- ⑤自己負担の発生しない公費負担患者さんも、選定療養費の対象となります。
- ⑥処方を行った医師が医療上の必要性があると判断した場合、又は在庫確保等により、後発医薬品の提供が困難な場合は、選定療養費の対象外となります。

【後発医薬品の使用・一般名処方について】

当院では後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

医薬品の供給不足等が発生した場合に、治療計画等の見直し等適切な対応ができる体制を整備しております。

なお、状況によっては、患者さんへ投与する薬剤が変更となる可能性があります。

院外処方においては、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分を基にした一般名処方を行っております。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

ご不明な点がございましたら、主治医または薬剤師にお尋ねください。

【マイナ保険証の利用について】

当院ではオンライン資格確認を行う体制を有しています。

薬剤情報、特定健診情報、その他必要な情報を取得・活用して質の高い医療の提供に努めます。

マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

【長期処方・リフィル処方箋について】

当院では、患者さんの状態に応じ、

- 28日以上 of 長期の処方を行うこと
- リフィル処方箋を発行すること

のいずれの対応もできる体制にありますが、対応可能かは主治医が判断いたします。